

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

改訂日: 2024/06/21 バージョン: 2.6

SDS 番号: 00156-0210



1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : TIP TOP CEMENT BC 3004
製品コード : 525 4084, 525 4088, 525 4091, 525 4095, 525 4102, 525 4105, 525 4106, 525 4130, 525 4137 525 4143, 525 4144

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 接着剤

会社情報

製造業者

REMA TIP TOP AG
85586
ドイツ Poing Gruber Strasse 65
T +49 (0) 8121 / 707 - 100
info@tiptop.de

輸入業者

REMA TIP TOP- Japan
日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku
T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620
www.tiptop-japan.co.jp

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	引火性液体	区分 2
健康有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	誤えん有害性	区分に該当しない
環境有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分 1
	水生環境有害性(慢性)	区分 1

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
皮膚刺激 (H315)
強い眼刺激. (H319)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

安全対策	: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 蒸気の吸入を避けること。(P261) 適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。(P280) 環境への放出を避けること。(P273)
応急措置	: 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) 気分が悪いときはポイズンセンター、医師に連絡すること。(P312)

他の危険有害性

分類に寄与しないその他の危険有害性 : 蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
コメント : 有機溶液の調合。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
シクロヘキサン	< 40	C6H12	(3)-2233	2-(4)-1340	110-82-7
酢酸エチル	< 40	C4H8O2	(2)-726	既存化学物質	141-78-6
酸化亜鉛	< 5	OZn	(1)-561	既存化学物質	1314-13-2
コロフォニー	< 1	-	-	-	8050-09-7
二酸化チタン	< 1	O2Ti	(5)-5225;(1)-558	-	13463-67-7
二酸化ケイ素	< 5	SiO2	(1)-548	既存化学物質	7631-86-9

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般	: 汚染された衣服は直ちに脱ぎ去ること。 被災者を汚染エリアから移動させる。 気分が悪いときは医師に連絡すること。
吸入した場合	: 蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れて行く。 直ちに医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	: 多量の水と石鹼で洗い流す。 皮膚への刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	: まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。 眼科医の診察を受ける。

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
SDS 番号: 00156-0210

飲み込んだ場合 : 無理に吐かせてはいけない。
直ちに医師の診察を受ける。
医師の診断なく、無理に吐かせない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合 : 眠気又はめまいのおそれ。
症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 皮膚刺激。
症状/損傷 眼に入った場合 : 強い眼刺激。
症状/損傷 飲み込んだ場合 : 誤えん有害性。

医師に対する特別な注意事項

処置 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤 : 多量のウォータージェット
火災危険性 : 引火性の高い液体及び蒸気。
爆発の危険 : 蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
火災時の危険有害性分解生成物 : 炭素酸化物(CO、CO₂)、
塩化水素ガス
消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。
火災の予防策 : 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。
その他の情報 : 空の未洗浄の容器内でも、蒸気と空気の混合による起爆性がある。
火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。
爆燃防止に必須の器具。
十分な換気を確保する。
安全なエリアに人員を避難させる。
あらゆる発火源を取り除く。
個人用保護具を着用する。

非緊急対応者

応急処置 : 漏出エリアを換気する。
裸火、火花禁止、禁煙。
蒸気の吸入を避けること。
皮膚、眼との接触を避ける。

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

緊急対応者

保護具

- : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- : 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

- : 漏出した製品の流出を防ぎ封じ込める。

浄化方法

- : 液体結合材で吸収(例: 砂、珪藻土、酸性または万能結合剤)。
廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : データなし

安全取扱注意事項

- : 容器は乾燥した場所に密封し、不純物の混入や吸湿による変質を避ける。
作業所の十分な換気を確保する。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
防爆型装置を使用する。
皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。
蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。

接触回避

- : データなし

保管

安全な保管条件

- : 容器は密封し、低温で乾燥した換気のよい場所に保管する。

安全な容器包装材料

- : データなし

技術的対策

- : 防爆に関する条例を守る。

混触禁止物質

- : 酸化性物質。

混合保管に関する情報

- : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法

- : 特定のばく露サンプリング法はありません

生物学的モニタリング法

- : 特定のばく露サンプリング法はありません

シクロヘキサン (110-82-7)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	シクロヘキサン # Cyclohexane
許容濃度	520 mg/m ³
	150 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
酢酸エチル (141-78-6)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	酢酸エチル # Ethyl acetate

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

酢酸エチル (141-78-6)	
許容濃度	720 mg/m ³ 200 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 2 種粉塵 (結晶質シリカ含有率 3% 未満の鉱物性粉塵, 酸化亜鉛) # Dusts Class 2 (Dusts containing less than 3% crystalline silica, Zinc oxide)
許容濃度	1 mg/m ³ 吸入性粉塵 4 mg/m ³ 総粉塵
規則参照	JCDB の調査による

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具 : 換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する。

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点 (>65°C) の有機化合物	換気が不十分である場合 :	EN 14387

手の保護具 : 飛散防止、この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
適切な保護手袋	ブチルゴム	2 (> 30 分)	≥0.7		EN ISO 374

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性がある		EN 166

タイプ	規格
化学的な製品に抵抗力のあるエプロン	EN 467

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

その他の情報 : 蒸気を吸入しない、休憩に入る前および作業後は手を洗う、製品取扱い後は、直ちに手を洗う、汚れた衣類は取り除き、再使用前に洗浄してください、皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける、最後にスキนครリームでケアする。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 青色
臭い	: 果実臭
pH	: データなし
融点	: < 30 ° C

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

凝固点	: データなし
沸点	: > 76 ° C
引火点	: -18 ° C
自然発火点	: 260 ° C
分解温度	: データなし
可燃性	: 非該当
蒸気圧	: 104 hPa @ 20 ° C
相対密度	: データなし
密度	: 0.9 g/cm ³ @ 20 ° C
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 不混和性。20 ° C で。
Log Pow	: データなし
爆発特性	: 物質は爆発性ではない。蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
爆発限界 (vol %)	: データなし
爆発限界 下限 (LEL)	: 1.2 vol %
爆発限界 上限 (UEL)	: 11.5 vol %
酸化特性	: 酸化しない
粘性率	: 2000 mPa·s
動粘性率	: データなし
VOC 含有量	: 70 - 75 % VOC 指令 2004/42 / EC - 装飾塗料およびワニス
粒子特性	: データなし
流出時間	: > 30 sec, 3 mm DIN/ISO 2431
溶剤の成分	: < 80 %

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の保管条件下では分解しない。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と共に反応する。
避けるべき条件	: 熱分解を回避するため、強く加熱しない。蒸気/空気混合物は急激に加熱すると爆発性である。加熱により発火性蒸気が放出するおそれがある。
混触危険物質	: 強力な酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 塩化水素ガス。一酸化炭素。二酸化炭素。

11. 有害性情報

潜在的な健康有害性及び症状	: 粘膜の刺激、高濃度の蒸気による症状：頭痛、吐き気、めまい
急性毒性 (経口)	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
急性毒性 (経皮)	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
急性毒性 (吸入)	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

シクロヘキサン (110-82-7)

LD50 経口 ラット	> 12705 mg/kg
-------------	---------------

酸化亜鉛 (1314-13-2)

LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
-------------	---------------------------

LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 402 法)
-------------	------------------------------

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
LC50 吸入 - ラット	> 5.7 mg/l/4h
二酸化チタン (13463-67-7)	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 401 法) - 試験方法 EU B.1 (bis)
LC50 吸入 - ラット	5.09 mg/l (OECD 403 法)
二酸化ケイ素 (7631-86-9)	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 402 法)
LD50 経皮 ウサギ	> 2000 mg/kg (OECD 402 法)
LC50 吸入 - ラット	> 2.2 mg/l (OECD 403 法)

皮膚腐食性／刺激性	: 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 強い眼刺激。
呼吸器感作性	: 利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない
皮膚感作性	: 利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない
生殖細胞変異原性	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
発がん性	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
生殖毒性	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 眠気又はめまいのおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
誤えん有害性	: 区分に該当しない (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	: 水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性(慢性)	: 長期継続の影響によって水生生物に非常に強い毒性

TIP TOP CEMENT BC 3004	
EC50 96h - 藻類 [1]	> 10000 mg/l
シクロヘキサン (110-82-7)	
LC50 魚 1	4 mg/l 72h, <i>Selenastrum capricornutum</i>
EC50 ミジンコ 1	0.9 mg/l
BCF - 魚 [2]	31 - 129 <i>Cyprinus carpio</i> (コイ)
二酸化チタン (13463-67-7)	
LC50 魚 1	> 100 mg/l <i>Oryzias latipes</i> (メダカ) - (OECD 203 法)
EC50 ミジンコ 1	> 100 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) - (OECD 202 法)
NOEC (慢性)	≥ 50 mg/l 活性汚泥 - (OECD 209 法)

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

二酸化チタン (13463-67-7)	
NOEC 魚 慢性	≥ 1000 mg/l 8 d - Brachydanio rerio(ゼブラフィッシュ) - (OECD 212 法)
二酸化ケイ素 (7631-86-9)	
LC50 魚 1	> 5000 mg/l ピメファレスプロメラス (ファットヘッドミノー) - (OECD 203 法)
EC50 ミジンコ 1	> 5000 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) - (OECD 202 法)
EC50 - 他の水生生物 [1]	> 2500 g/l 活性汚泥 - (OECD 209 法) - 試験方法 EU C.11
EC50 72h - 藻類 [1]	> 173.1 mg/l Scenedesmus subspicatus
LOEC (慢性)	149.2 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) ; 21 日数
NOEC 甲殻類 慢性	68 mg/l オオミジンコ (ミジンコ) - (OECD 211 法)

残留性・分解性

TIP TOP CEMENT BC 3004	
残留性・分解性	データなし。

生体蓄積性

TIP TOP CEMENT BC 3004	
生体蓄積性	データなし。

シクロヘキサン (110-82-7)	
BCF - 魚 [2]	31 - 129 Cyprinus carpio (コイ)

土壌中の移動性

TIP TOP CEMENT BC 3004	
土壌中の移動性	データなし
生態系 - 土壌	データなし。

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 水質危害
その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。

廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00156-0210

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1133	1133	1133
国連正式品名		
接着剤	ADHESIVES (Cyclohexane)	Adhesives
輸送危険物分類		
3	3	3
容器等級		
II	II	II
環境有害性		
環境有害性 : 該当	環境有害性 : 該当 海洋汚染物質 : 該当	環境有害性 : 該当

海洋汚染物質 : 該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報 : 航空法の規定に従う。

緊急時応急措置指針番号 : 127

その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法 : 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
SDS 番号: 00156-0210

労働安全衛生法

: 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

適用条件:

第1種、第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの（有機則第1条四ハ）
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9）

適用条件:

1重量%以上を含有する製剤その他の物（安衛則第30条・別表第2）

1重量%以上を含有する製剤その他の物（安衛則第30条・別表第2）。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。

0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物（安衛則第30条・別表第2）。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。

危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9）

シクロヘキサン（政令番号：232）（30～40%）

酢酸エチル（政令番号：177）（30～40%）

ロジン（政令番号：632）（5%未満）

結晶質シリカ（政令番号：165の2）（5%未満）

酸化チタン（I V）（政令番号：191）（5%未満）

酸化亜鉛（政令番号：188）（5%未満）

適用条件:

1重量%以上を含有する製剤その他の物（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）

0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）

適用条件:

第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第1条第1項第4号）

がん原性物質（安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号）

適用条件:

・日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）

水質汚濁防止法

: 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
SDS 番号: 00156-0210

消防法	<p>: 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類）</p> <p>適用条件: 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し引火点が21℃未満のもの（法別表第1・備考12）</p> <p>指定可燃物、可燃性固体類（法第9条の4、危険物令第1条の12・別表第4）</p> <p>適用条件: 固体で次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20℃を超え、40℃以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む）イ. 引火点が40℃以上100℃未満のもの、ロ. 引火点が70℃以上100℃未満のもの、ハ. 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が34kJ（キロジュール）/g以上のもの、ニ. 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34kJ（キロジュール）/g以上で、融点が100℃未満のもの（危険物令別表4備考5）</p>
悪臭防止法	<p>: 特定悪臭物質（施行令第1条）</p> <p>適用条件: 排気</p>
大気汚染防止法	<p>: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申）</p> <p>適用条件: 排気 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第9次答申）</p> <p>適用条件: 排気 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）</p> <p>適用条件: 排気</p>
海洋汚染防止法	<p>: 危険物（施行令別表第1の4） 有害でない物質（施行令別表第1の2） 有害液体物質（X類物質）（施行令別表第1）</p> <p>適用条件: ナフタレンを含むものに限る。 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）</p>
外国為替及び外国貿易法	<p>: 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」</p> <p>適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第6備考）</p> <p>輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認）</p> <p>適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物 （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第6備考）</p>

安全データシート

TIP TOP CEMENT BC 3004

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
SDS 番号: 00156-0210

船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
港則法	: その他の危険物・引火性液体類 (法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限 (施行令第 19 条の 13、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2) 適用条件: 1 気圧において、液体であって、危険物令第 1 条の 6 で定める試験において引火性を示し引火点が 21℃未満のもの (法別表第 1・備考 12)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	: 特定有害廃棄物 (法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 30 年 6 月 18 日省令第 12 号) 適用条件: ハロゲン化されたものを除く 0.1 重量%以上含む物 別表第 7 の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの (別表第 6 備考)
水道法	: 有害物質 (法第 4 条第 2 項)、水質基準 (平 15 省令 101 号)
下水道法	: 水質基準物質 (法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	: 第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) シクロヘキサン (管理番号: 629) (35%) 適用条件: ・含有する製品は、第 1 種指定化学物質質量の割合が 1 質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第 5 条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第 1 種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源
労働基準法	: 疾病化学物質 (法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)
じん肺法	: 法第 2 条、施行規則第 2 条別表粉じん作業 適用条件: 粉じん

16. その他の情報

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしてはいるが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。